

## 実 施 要 領

- 1 業 務 名 佐伯区内雨水枿清掃その他業務（単価契約）
- 2 履行場所 佐伯区内一円
- 3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 入札に付する工種及び他の工種の契約単価の決定
  - (1) 入札に付する代表工種は、雨水枿清掃工【設計書のうち第1号明細表】とする。

この工種を対象に、入札後資格確認型一般競争入札の方法により入札を実施し、落札者を決定する。
  - (2) 他の工種については、落札した雨水枿清掃工の単価（消費税及び地方消費税相当額を除く）と設計金額（消費税及び地方消費税相当額を除く）の比率（小数第6位以下切捨て）を他の工種の設計単価に乗じて算出し（1円未満切捨て）、100分の10に相当する額（小数第3位以下を切り捨てた金額）を加算した金額をもって契約単価とする。
- 5 契約保証金

予定総額（消費税及び地方消費税相当額を含む）の100分の10以上。  
ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- 6 設計書の数量について

設計書に記載している各工種の数量は、見込数量であり、契約締結後の実施数量を保証するものではない。

## 清掃仕様書

### 1 業務の適用

本仕様書は、佐伯区地域整備課が発注する以下の委託業務（以下「業務」という。）について、適用するものとする。

- (1) 雨水枳内の清掃
- (2) 枳取付管内の清掃
- (3) 排水路スクリーンの点検・清掃
- (4) 樋門・吐口の点検管理
- (5) 樋門の操作
- (6) 調整池の点検管理
- (7) 下水道敷等の除草
- (8) マンホールポンプの点検管理

### 2 業務内容

別添の実施要領により行うものとする。

### 3 業務の実施

- (1) 業務の実施に当たっては、その都度指示票により指示するものとする。
- (2) 指示を受けたときは、直ちに業務を実施するものとする。

### 4 遵守事項

業務を実施するに当たっては、業務の重要性をよく認識し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は「労働安全衛生法」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」等の関係法令に従うとともに、事故防止に必要な措置を講じなければならない。
- (2) 業務の実施に必要な道路使用、交通の制限等の届出または許可申請を行い、その許可等を受けなければならない。
- (3) 土砂搬出に当たっては、土砂、ゴミ等が道路上に流出、落下又は飛散しないよう適切な措置を講じなければならない。
- (4) 土砂等取り出したゴミは、処理施設へ搬入しなければならない。

### 5 提出等

- (1) 委託業務実施計画書を別添の実施要領により作成し、業務着手前に監督員へ提出しなければならない。
- (2) 委託業務実施報告書を別添の実施要領により作成し、監督員へ提出しなければならない。

### 6 その他

- (1) 高圧洗浄機及び高圧洗浄車の洗浄水については、再生水（下水処理場の処理水）または、公有水面からの取水等の利用促進に努めなければならない。
- (2) 公有水面から取水する場合は、各関係機関へ必要な届出または許可申請を行い、その許可等を受けなければならない。
- (3) 再生水の取水場所については、次表に掲げる取水場所とする。
- (4) この仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ、その指示を受けなければならない。

再生水取水場所

名 称	所 在 地	申請書提出先	備 考
千田水資源再生センター	中区 南千田西町11-3	千田水資源再生センター TEL 241-8256	※事前に各申請書提出先と協議を行わなければならない。
江波水資源再生センター	中区 江波西一丁目15-54	江波水資源再生センター TEL 232-6820	
西部水資源再生センター	西区 扇一丁目1-1	西部水資源再生センター TEL 277-8481	
東部浄化センター	南区 向洋沖町1-1	広島県下水道公社（業務部） TEL 286-8200	

## 実 施 要 領

### 1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は添付図書に示す委託対象地域の施設の機能回復を図るために必要な管理を行うことを目的とする。

### 2 業務の内容

- (1) 雨水桝内の清掃  
土砂等を取り出し、直ちに搬出し、土砂は天日乾燥させるものとする。
- (2) 樹取付管内の清掃  
樹取付管内の清掃は、人力で行うものとする。ただし、人力による清掃が不可能な場合は、洗浄機により清掃するものとする。
- (3) 排水路スクリーンの点検・清掃  
ア. スクリーンを点検し、周囲に散在するゴミ等を収集し、直ちに搬出するものとする。  
イ. 点検・清掃は、指示票により作業日報に基づいて1か月1～4回実施するものとする。  
ただし、大雨時の緊急時には別途連絡するものとする。
- (4) 樋門・吐口の点検管理  
点検項目及び点検は、指示票により作業日報に基づいて1か月1回実施するものとする。  
ただし、大雨時の緊急時には別途連絡するものとする。
- (5) 樋門の操作  
操作は、指示票により作業日報に基づいて実施するものとする。  
ただし、大雨時の緊急時には別途連絡するものとする。
- (6) 調整池・沈砂池の点検管理  
点検項目及び点検は、指示票により作業日報に基づいて1か月1回実施するものとする。  
ただし、大雨時の緊急時には別途連絡するものとする。
- (7) 下水道敷等の除草  
下水道敷等の雑草等を刈取ることにより、施設の機能保持及び環境の改善を図るものである。  
刈取った雑草等は、直ちに搬出するものとする。
- (8) マンホールポンプの点検管理  
点検項目及び点検は、指示票により作業日報に基づいて1か月1回実施するものとする。  
ただし、緊急時には別途連絡するものとする。

### 3 委託業務実施計画書の作成

委託業務実施計画書は次の事項を記載しなければならない。また、当初の記載事項に変更及び追加が生じた場合、すみやかに変更委託業務実施計画書を提出しなければならない。

- (1) 業務に従事する従業員の氏名、住所
- (2) 土砂等の処理方法及び処分場所

### 4 本業務で発生する副産物等は、下記のとおり処分すること。

指定副産物等	最終処分場所	備 考
可燃ゴミ・土砂	産業廃棄物処分業の許可を受けている安定型・管理型処分場	本業務から発生する可燃ゴミ・土砂は、積算上（株）環境開発公社（佐伯区五日市町大字石内笹ヶ原10460号18地）へ搬入するものと仮定して積算しているが処分場を特定するものではない
不燃ゴミ	産業廃棄物処分業の許可を受けている安定型・管理型処分場	本業務から発生する不燃ゴミは、積算上（株）ISC（佐伯区五日市町大字上小深川720-5）へ搬入するものと仮定して積算しているが処分場を特定するものではない
粗大ゴミ	産業廃棄物処分業の許可を受けている安定型・管理型処分場	本業務から発生する粗大ゴミは、積算上（株）シンテツ リサイクルセンター（廿日市市木材港北5-20）へ搬入するものと仮定して積算しているが処分場を特定するものではない
雑草等	広島市焼却処分場	本業務から発生する雑草等は、積算上 環境局中工場（中区南吉島一丁目5番1号）へ搬入するものと仮定して積算しているが処分場を特定するものではない

### 5 委託業務実施報告書の作成

- (1) 監督員の指示により、委託業務実施報告書（以下「報告書」という。）を作成し、提出しなければならない。
- (2) 業務施工状況写真を報告書に添付し、監督員に提出しなければならない。
- (3) 最終処分時点のマニフェスト（排出事業者送付用）を報告書に添付し、監督員に提出しなければならない。
- (4) 業務集計報告書、業務完了報告書兼検査書を作成し、検査を受けなければならない。
- (5) 検査の結果、手直しを指示された場合は、直ちに履行し再検査を受けなければならない。
- (6) 当月分の報告書については、月末までに監督員に提出しなければならない。
- (7) この実施要領に定める事項に疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ、その指示を受けなければならない。